

日本国法務省、外務省、厚生労働省及び警察庁と
ミャンマー連邦共和国労働省との間の
在留資格「特定技能」を有する外国人に係る制度の
適正な運用のための情報連携の基本的枠組みに関する
協力覚書（仮訳）

日本国法務省、外務省、厚生労働省及び警察庁とミャンマー連邦共和国労働省は、2019年3月28日にネーピードーで署名された協力覚書の10に基づき、在留資格「特定技能」を付与して一定の専門性・技能を有する人材を受け入れる制度の運用に関する両国間の協力の枠組みが5年間延長されることを確認する。

この文書は、英語により2通作成され、2024年3月14日に東京において、2024年3月29日にネーピードーにおいて署名された。

日本国法務省のために

ミャンマー連邦共和国
労働省のために

日本国外務省のために

日本国厚生労働省のために

日本国警察庁のために